

設備投資に係る新たな固定資産税の特例について

- ・平成30年度税制改正において、中小企業の投資を後押しし、生産性向上を支援するため、設備投資した償却資産に係る固定資産税の特例が創設
- ・特例に合わせ、「ものづくり補助金」等の支援措置も重点的に支援

特例措置の内容

★特例措置は、集中投資期間（平成30年度～32年度）に限定

要件

①市の要件（行政側）

- ◆ 導入促進基本計画の同意を受けた市が対象
- ◆ 市条例で3年間、固定資産税をゼロ
※国から普通交付税で75%を減収補填

②設備投資の要件（事業者側）

- ◆ 市が策定した計画に基づき認定を受けた中小企業が実施する設備投資
- ◆ 導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資
- ◆ 生産、販売活動等のために直接供される**新たな設備投資**

生産性向上特別措置法の成立（H30年5月23日公布）

措置の内容

①税制措置

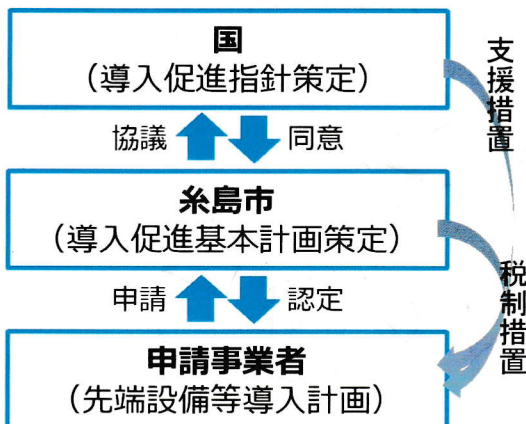
- ◆ 市から認定を受けた事業者が実施した設備投資については、**固定資産税をゼロ**

②支援措置【税率をゼロにした地域に対する投資促進のための更なる支援】

- ◆ 市から認定を受けた事業者には、**ものづくり補助金等の補助率の引上げ**（1/2から2/3へ）とともに、**審査の際に加点を行う。（優先採択）**
- ◆ **持続化補助金、IT導入補助金**等についても、**優先採択**を行う予定。
※詳細は検討中

臨時措置法

対象設備



生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備※中古資産でないこと

【減価償却資産の種類

（最低取得価格/販売開始時期）】

- ◆ 機械装置（160万円以上/10年以内）
- ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）
- ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内）
- ◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内）

国・市が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。